

福岡市医療的ケア児等支援協議会設置運営要綱

(設 置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障がい者であって、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者(以下「医療的ケア児等」という。)が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各関連分野にかかる関係機関(以下「関係機関」という。)及び当事者団体等から構成される意見交換の場として、福岡市医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(機 能)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1)地域の医療的ケア児等とその家族が直面する課題の共有に関すること。
- (2)課題に対する地域の実情に応じた対応策の検討に関すること。
- (3)医療的ケア児等にかかる関係機関の情報交換、連絡調整に関すること。
- (4)その他、地域における医療的ケア児等への支援体制の整備に関すること。

(組 織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各関連分野の有識者及び関係機関職員並びに当事者団体等の関係者のうちから、市長が依頼し承諾を得た者をもって構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、発令の日から3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を主宰し、協議会の議事進行に必要な事項を定める。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、こども未来局長が招集する。

2 協議会は、第9条に定める専門部会の委員又はその事務局から意見を聴くことができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開する。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関

するものであると認めるとき、又は、協議会を公開することにより協議会の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、会長は非公開とすることができるものとする。

（書面開催）

第8条 こども未来局長は、必要と認めるときに書面によって会議を開き、委員の意見を求めることができる。

（専門部会）

第9条 協議会は、必要に応じて、特定の事項を協議するために、専門部会を置くことができる。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 部会の運営に関する事項は、部会運営要領で定める。

（守秘義務）

第10条 協議会の委員及びその他会議に出席した者は、協議会に関する職務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、こども未来局こども発達支援課において行う。ただし、必要に応じて委託することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。